

掛川市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、入館料及び使用料の徴収事務の委託について次のとおり告示する。

平成24年10月26日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地  
名 称 特定非営利活動法人スローライフ掛川  
所在地 掛川市肴町1番地の13
- 2 委託した事務の内容  
掛川市竹の丸に係る入館料及び使用料の徴収に関する事務
- 3 委託期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで